

令和 8 年度小林市駅周辺中心市街地活性化拠点施設整備事業
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 9 月

小林市 経済建設部 商工観光課

1 趣旨

令和 8 年度小林市駅周辺中心市街地活性化拠点施設整備事業について、限られた事業費を最大限に有効活用し、また、専門性、技術力、企画力等を必要とする工事であることから、価格以外の技術提案の内容を評価するため、広く提案を募集する公募型プロポーザルにより受注候補者を選定することとし、その手続き等についてこの実施要領を定める。

2 事業概要

(1) 目的

多世代・多様な人が集い、「日常」と「にぎわい」が交わる拠点の形成を目的として、中央ふれあい広場に全天候型の屋外施設を整備する。また、子どもたちが遊びを通じて創造性や自発性を育めるような遊び場として駅南 3 号街区公園も一体的に整備をすることで、駅を挟みながらも人の流れによって両空間が結ばれ、まちなかへの回遊へと導く一連の動線を形成するとともに、更なるにぎわいの創出及びまちなかの回遊性を促し、中心市街地の活性化を目指す。

(2) 業務名

令和 8 年度小林市駅周辺中心市街地活性化拠点施設整備事業

業務内容

本事業は、提案を受けた上で、実施設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）である。

- ① 中央ふれあい広場の実施設計（詳細図面の作成、構造計算含む。）
- ② 中央ふれあい広場の屋根付き屋外施設設置工事
- ③ 駅南 3 号街区公園の実施設計

詳細は別紙 1「令和 8 年度小林市駅周辺中心市街地活性化拠点施設整備に係る仕様書」に記載のとおり。

(3) 工期

契約締結の日から令和 10 年 3 月 17 日（金）まで

3 予算額

594, 000, 000 円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 プロポーザルの種類

専門性・技術力・企画力により大きく差異がでる業務であることから、技術提案の内容を評価するため、広く提案を募集する公募型プロポーザル方式による。

なお、本プロポーザルは受注候補者を選定するために実施するものであり、提案内容の全てを

そのまま契約内容として採用するものではなく、契約に当たっては、選定された受注候補者と協議を行い、仕様、実施内容、契約金額等を調整の上、決定するものとする。

5 契約の方法

随意契約

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。

なお、本案件は議決を要する契約となるため、受注候補者の決定後は、仮契約を締結し、議会の議決後に本契約となる。

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日において、小林市の指名停止措置若しくは入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 小林市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 法人等にあつては役員等（個人にあつてはその者）が小林市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 25 号）第 2 条に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 令和 7・8 年度小林市競争入札参加資格者名簿の小林市内業者有資格者名簿に登録され、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定による建築一式工事事業のいずれかの許可を有する者であること。
- (8) 参加表明者と直接的かつ恒常的（3 か月以上）な雇用関係にあり、1 級建築施工管理技士又は 1・2 級建築士のいずれかの資格を有する主任技術者を専任で配置できること。
- (9) 本工事において建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条に係る申請を要する場合は、建築基準法や建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）等による有資格者を配置すること。ただし、配置する技術者については本市の承諾を得て再委託することができる。また、この再委託は本プロポーザルの他の参加者と重複することは認めないものとする。
- (10) 設計及びプレゼンテーションに関する業務については、協力会社の参画を可とする。ただし、協力会社の一覧表（任意様式）を提出すること。また、この協力会社は本プロポーザルの他の参加者と重複することは認めないものとする。

7 参加表明書提出

- (1) 提出期限 令和8年10月2日(金)午後5時まで **【必着】**

※参加表明に対する質問事項受付 令和8年9月18日(金)～令和8年9月28日(月)

- (2) 提出先 「18 担当部署」に同じ。

- (3) 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は、封筒に朱書きで「プロポーザル参加表明書在中」と明記し、収受のトラブルを未然に防ぐため、書留等の方法によるものとする。

- (4) 提出書類

提出書類は、次のアからイで構成する。

ア 参加表明書(様式第1号)

イ 配置予定技術者届出書(様式第5号)

- (5) 参加確認結果通知

参加表明書を提出した者(以下「提案者」という。)について、市において参加資格審査を行い、資格要件の有無について、当該業者に参加資格確認結果通知書(様式第2号)及びメールにて通知する。

8 提案書に関わる質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和8年9月18日(金)から令和8年10月1日(木)午後5時まで

- (2) 提出先 「18 担当部署」に同じ。

- (3) 提出方法 質問書(様式第9号)を電子メールにより提出すること。

※電子メールの件名は「小林駅周辺中心市街地活性化拠点施設整備プロポーザル質問書」とすること。

※受信確認のため、電話にて提出した旨を連絡すること。

- (4) 最終回答日 令和8年10月16日(金)

- (5) 回答方法 質問に対する回答は、随時、小林市ホームページにて公開する。

※個別回答は行わない。

9 提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類等

ア 提案書(様式第6号)

※提案数は1社につき1案に限る。

イ 技術提案審査に係る提案書(様式第6-1号)

ウ 提案目的物の概要図(完成予想パース図A3サイズ)

※完成予想パース図は誇大な表現を避け、より現実に近い表現とすること。

エ 施設の概略寸法、三面図(平面、正面、側面図)

※三面図は、高さ等の規格を提案目的物全てについて明示すること。

オ その他必要に応じて補足説明資料

※別途参考資料として、完成後 15 年間の点検・保守に関する費用（任意様式）を提出すること。

カ 工事費内訳書（様式第 7 号）

※工事費内訳書は、工事費及び内訳が分かるものとする。

キ 計画工程表（任意様式）

※図面及び計画工程表は A 3 片面印刷とし、A 4 サイズに製本（折りたたむ等）して提出すること。

（2）提出部数

- ・提案書正本（アからキを順番に並べ左上をクリップ止め）【押印あり】 1 部
- ・提案書副本（アからキを順番に並べ左上をクリップ止め）【押印なし】 7 部

（3）提案書提出

ア 提出期限 令和 8 年 10 月 19 日（月）【必着】午後 5 時まで

イ 提出先 「18 担当部署」に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は、梱包した外側に朱書きで「プロポーザル提案書在中」と明記し、収受のトラブルを未然に防ぐため、書留等の方法によるものとする。

（4）現場説明会

現場説明会を希望する者については、市に事前に申し出た上で現地見学を行うことができる。申し出先は「18 担当部署」を参照すること

10 提案の辞退

「公募型プロポーザル参加申請書」（様式第 1 号）の提出後に参加を辞退する場合は、プレゼンテーション前日までに「18 担当部署」まで電話にて連絡の上、辞退届（様式第 8 号）を提出するものとする。

11 審査方法等

（1）審査方法

参加表明者が作成し提出した提案書についての審査は、「令和 8 年度小林駅周辺中心市街地活性化拠点施設整備に係る公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

（2）選定委員会の構成

市の職員及び学識経験者等の専門知識を有する者を委員とする。

（3）プレゼンテーション及び審査日

令和 8 年 10 月 29 日（木）予定

（4）会場等

会場及び時間等は提案者に対して別途通知する。

(5) 審査基準

別紙2「評価基準」に基づき評価を行う。

1.2 選定結果の通知及び公表

- (1) 選定委員会において、委員により評価された点数を合計した総合評価点が高い順に順位を決定し、最高得点の提案者を契約候補者とし、第2位を次点候補者とする。ただし、総合評価点が配点合計の60%に満たない者は、当該順位付けに参入しない。
- (2) 審査結果については、提案者に書面で通知するとともに、契約候補者を小林市ホームページに掲載する。
 - ・審査結果の通知・公表 令和8年11月上旬予定
 - ・公表事項（契約候補者及び提案者総数）

1.3 契約者の決定方法

- (1) 「1.2 選定結果の通知及び公表」において特定した契約候補者から見積書を徴し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- (2) 契約はプロポーザルの内容・価格等に準拠して締結されるものとする。
- (3) 契約候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者から見積書を徴する。

1.4 日程

- | | |
|------------------|---------------------------|
| (1) 公告 | 令和8年9月17日（木） |
| (2) 質問受付期間 | 令和8年9月18日（金）～令和8年10月1日（木） |
| ※参加表明に関する質問締切 | 令和8年9月28日（月） |
| (3) 参加表明書提出 | 令和8年10月2日（金） |
| (4) 最終質問回答 | 令和8年10月16日（金） |
| (5) 参加資格結果通知 | 令和8年10月8日（木） |
| (6) 最終質問回答 | 令和8年10月16日（金） |
| (7) 提案書提出 | 令和8年10月19日（月） |
| (8) 辞退届提出 | 令和8年10月28日（水） |
| (9) プレゼンテーション・審査 | 令和8年10月29日（木） 予定 |
| (10) 審査結果通知 | 令和8年11月上旬 |
| (11) 契約締結(仮契約) | 令和8年11月中旬 |
- ※仮契約後、議会の承認を経た後に本契約となります。

1.5 著作権及び提出書類等の取扱い

- (1) 著作権
提出された提案書並びに提案目的物の概要図及び構造図は、提案者に帰属するものとす

る。なお、第三者に帰属する著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。

(2) 提案書類等

市は、本プロポーザルに関する公表、展示及びその他市が必要と認めるときは、提案書並びに提案目的物の概要図及び構造図を無償で利用できるものとする。

1 6 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案は失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) プレゼンテーションに出席しなかったもの。
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (5) その他失格とするに足る事実が明らかになった場合。

1 7 その他留意事項

- (1) 提出期限を過ぎた書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (6) 参加表明書等の提出後、参加を辞退する場合は、「1 8 担当部署」まで電話にて連絡の上、プレゼンテーション前日までに辞退届（様式第8号）を提出するものとする。なお、辞退届を提出した後は、辞退を撤回することはできない。
- (7) 本プロポーザルにおいて知り得た小林市の事業等の内容については、守秘義務を課すものとする。また、提案が終了した後は、コピーを含めて責任をもって廃棄すること。
- (8) 本事業に関係する市職員及び提案者に対して、提案期間において、本公募の内容及び関連することについての接触を禁止する。
- (9) 配置予定の技術者は、原則として変更できないものとする。

1 8 担当部署（提出及び問合せ先）

- (1) 住 所 千886-8501 宮崎県小林市細野 300 番地
- (2) 担 当 者 小林市 経済建設部 商工観光課 商工グループ 担当 阪元
- (3) 電 話 0984-23-1174
- (4) 電子メール k_syoukan @city.kobayashi.lg.jp